

特定小型原動機付自転車



POINT

☆車道が原則

車道の左側端を通行しましょう!

※歩道は、特例特定小型原付だけ!

☆信号の厳守

急いでいても、信号を守りましょう!

☆ヘルメットの着用

転倒時の被害軽減!

☆飲酒運転禁止

飲ませた・貸した・同乗した
人も処罰されます!

☆違反者講習

3年以内に2回違反すると講習の受講!

※17類型該当の違反

※講習手数料6,000円

☆利用時の注意点

事前に乗車方法を確認!
段差・小石・わだちに注意!
友人とふざけて乗らない!



警視庁
WEB
サイト

※令和5年7月1日に道路交通法が改正され、交通ルールが変わりました。

